

医薬品マスターの改定について

今般、下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

記

- 1 次に掲げる厚生労働省告示に基づく経過措置医薬品の廃止  
(変更区分「9」: 531 コード) (別表)
  - (1) 平成 30 年 3 月 5 日付け厚生労働省告示第 42 号
  - (2) 平成 30 年 6 月 14 日付け同第 245 号
  - (3) 平成 30 年 6 月 29 日付け同第 252 号
  - (4) 平成 30 年 11 月 27 日付け同第 402 号※ 廃止年月日は、平成 31 年 3 月 31 日であることから、平成 31 年 4 月診療分の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。
  
- 2 記 1 に伴う歯又は顎単位に使用する特定薬剤に係る医薬品コードの廃止  
(変更区分「9」: 3 コード) (別紙 1)  
※ 廃止年月日は、平成 31 年 3 月 31 日であることから、平成 31 年 4 月診療分の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。
  
- 3 歯又は顎単位に使用する特定薬剤に係る医薬品コードの設定  
(変更区分「3」: 3 コード) (別紙 2)

別紙1

歯又は顎単位に使用する特定薬剤に係る医薬品コードの廃止

変更区分「9」（3レコード）

医薬品コード	医薬品・規格名	金額	廃止年月日
630010037	ケナログ口腔用軟膏0.1%（1／3顎）	20	20190331
630010038	ケナログ口腔用軟膏0.1%（2／3顎）	39	20190331
630010039	ケナログ口腔用軟膏0.1%（1顎）	59	20190331

別紙2

歯又は顎単位に使用する特定薬剤に係る医薬品コードの設定

変更区分「3」（3レコード）

平成31年4月1日適用

医薬品コード	医薬品・規格名	金額種別	金額
630010083	オルテクサー口腔用軟膏0.1%（1／3顎）	3	19
630010084	オルテクサー口腔用軟膏0.1%（2／3顎）	3	38
630010085	オルテクサー口腔用軟膏0.1%（1顎）	3	57